

精神障がい者手帳発行システムについて

1 システムを使用している事業の概要

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療制度のうち精神通院医療費の支給認定関係事務を行っています。

この制度は、指定を受けた自立支援医療機関での通院による精神疾病の治療に対し、治療費の一部を公費で負担するものです。

2 事業に係る執行事務の中でのシステムの役割

各市町村（政令市除く）から進達があった申請等について、当センターで審査等を行い、認定が適当と判断された者について、その者の情報をシステムに入力し、自立支援医療（精神通院）受給者証を発行しています。

また、本システムを用いて認定者等の台帳管理等を行っています。

※記録項目

受給者番号、管理自治体名、個人番号、受給者氏名（漢字）、受給者氏名（カナ）、受給者生年月日、受給者性別、受給者居住自治体、受給者電話番号、受給者住所、履歴更新日、決裁日（認定日）、市町村受付日、開始有効期限、終了有効期限、所得区分（自己負担限度額）、重度かつ継続、主病名、副病名、保険種類、保険者名、保険証記号、保険証番号、生保福祉事務所、医療機関名、入力日、入力者ID

3 システムについて

パッケージシステムを大阪府用にカスタマイズしたシステムです。

（参考）

精神障がい者手帳発行システムは、自立支援医療（精神通院）受給者証の発行のほか、身体障がい者手帳の発行、療育手帳の発行及び精神障がい者保健福祉手帳の発行の業務を行っている府のシステムです。

システムに関する契約等の窓口業務は、福祉部障がい福祉室地域生活支援課で行っています。